

○渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

平成 28 年 7 月 1 日

規則第 68 号

改正 平成 29 年 5 月 1 日規則第 27 号

令和 3 年 4 月 1 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）及び渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成 28 年渋川市条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(適合証)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項に規定する規則で定める図書（以下「消費性能向上計画に係る適合証」という。）は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 35 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合していることを、それぞれ当該各号に定める者が証明した書面とする。

(1) 次に掲げる申請 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

ア 条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物に係る同項に規定する消費性能向上計画の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請

イ 条例第2条第1項第2号アからウまでに規定する申請

ウ 条例第2条第1項第3号アに規定する申請

エ 条例第2条第1項第4号アに規定する申請

(2) 次に掲げる申請 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

ア 条例第2条第1項第3号イ及びウに規定する申請

イ 条例第2条第1項第4号イ及びウに規定する申請

ウ 条例第2条第1項第5号に掲げる建築物に係る消費性能向上計画の  
認定の申請

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める図書（以下「消費性能基準に係る適合証」という。）は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを、それぞれ当該各号に定める者が証明した書面とする。

(1) 条例第3条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物に係る同項に規定する消費性能に係る認定（以下「消費性能に係る認定」という。）の申請 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

(2) 条例第3条第1項第3号から第5号までに掲げる建築物に係る消費性能に係る認定の申請 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（平29規則27・一部改正）

（所管行政庁が必要と認める図書）

第4条 省令第23条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関から消費性能向上計画に係る適合証の交付を受けた場合にあっては、当該消費性能向上計画に係る適合証

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 省令第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関から消費性能基準に係る適合証の交付を受けた場合にあっては、当該

## 消費性能基準に係る適合証

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(平29規則27・一部改正)

(申請書の提出部数)

第5条 市長に提出する省令第23条第1項及び省令第27条の申請書の正本及び副本の部数は、それぞれ正本1部及び副本2部とする。ただし、消費性能向上計画に係る適合証を添えて当該申請書を提出する場合にあっては、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

2 前項の規定は、市長に提出する省令第30条第1項の申請書の正本及び副本の部数について準用する。この場合において、前項ただし書中「消費性能向上計画に係る適合証」とあるのは、「消費性能基準に係る適合証」と読み替えるものとする。

(平29規則27・一部改正)

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、消費性能向上計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は消費性能に係る認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、当該申請者に対し、その旨を認定しない旨の通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(報告)

第7条 認定建築主は、法第37条の規定により報告を求められたときは、速やかに、新築等状況報告書(様式第2号)に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告しなければならない。

2 消費性能に係る認定を受けた者は、法第43条第1項の規定により報告を求められたときは、速やかに、基準適合認定建築物に関する報告書(様式第3号)に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告しなければならない。

3 認定建築主は、消費性能向上計画の認定を受けた建築物に係る工事が完了したときは、速やかに、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それ

ぞれ同表の中欄に掲げる書類に同表の右欄に掲げる書面を添えて、市長に報告しなければならない。

<p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物に係る工事が行われたことを建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が確認した場合</p>	<p>工事完了報告書（第7条第3項の表第1号）（様式第4号）</p>	<p>当該建築士が作成した工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の工事監理報告書をいう。）の写し</p>
<p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合</p>	<p>工事完了報告書（第7条第3項の表第2号）（様式第5号）</p>	<p>当該建築物に係る工事を施工した施工者による発注者への工事完了の報告書の写し又はこれに類するもの</p>

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第7条の2 省令第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、軽微な変更証明申請書（様式第5号の2）2部に、省令第1条第1項に規定する図書（当該変更に係る部分に限る。）2部及び省令第4条第1項第1号の適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 省令第29条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、軽微な変更証明申請書2部に、省令第23条第1項に規定する図書（当該変更に係る部分に限る。）2部及び省令第25条第2項の通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(取下げ届)

第8条 法第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるまでの間に、当該建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げるときは、速やかに、取下げ届出書(様式第5号の3)2部を市長に提出しなければならない。

2 消費性能向上計画の認定の申請をした者は、当該消費性能向上計画の認定を受けるまでの間に、当該申請を取り下げるときは、速やかに、取下げ届出書(様式第6号)2部を市長に提出しなければならない。

3 消費性能に係る認定の申請をした者は、当該消費性能に係る認定を受けるまでの間に、当該申請を取り下げるときは、速やかに、取下げ届出書(様式第7号)2部を市長に提出しなければならない。

4 省令第11条又は第29条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、当該軽微な変更に関する証明書の交付を受けるまでの間に、当該交付の求めを取り下げるときは、速やかに、取下げ届出書(様式第7号の2)2部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第9条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた者は、建築物エネルギー消費性能確保計画を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届出書(様式第7号の3)2部に、当該建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合判定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届出書(様式第8号)2部に、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る省令第25条第2項の通知書(法第36条第1項の変更の認定を受けている場合にあっては、当該変更計画に係る省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書)を添えて、市長に提出しなければならない。

3 省令第11条又は第29条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付を受けた者は、建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届出書(様

式第8号の2) 2部に、軽微な変更に関する証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平29規則27・一部改正)

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第39条の規定により消費性能向上計画の認定を取り消したとき、又は法第42条の規定により消費性能に係る認定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対し、その旨を認定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(手数料の減免)

第11条 市長は、条例第6条の規定により、災害で住宅が滅失した場合において、当該災害が発生した日から6か月以内に、当該住宅を建築する場合の消費性能向上計画認定手数料又は消費性能に係る認定手数料を免除することができる。ただし、当該住宅に非住宅部分があるときは、当該非住宅部分の床面積の合計が住宅部分を超えないものに限る。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年5月1日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の第3条第1号に規定する登録建築物調査機関が交付した適合証については、改正後の同号に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証とみなす。